

戸籍にフリガナが記載されます！

令和7年8月中旬

真室川町が本籍の方に「戸籍に記録される振り仮名の通知書」が届きます。

ご自身とご家族の「氏」と「名」のフリガナをご確認ください。

令和7年8月1日
交付第16号
令和7年8月1日

戸籍に記録される振り仮名の通知書

山形県最上郡真室川町 役所

999-0000
山形県最上郡真室川町大字○○△△番地
氏名 太郎 様

戸籍法の規定により、戸籍に氏名の振り仮名が記録されます。
この通知に記録された振り仮名を必ずご確認ください。
通知された振り仮名と異なる場合は、戸籍法に基づき、戸籍に記録された振り仮名を訂正する必要があります。
この通知に記録されている振り仮名は、戸籍法に基づき、戸籍に記録された振り仮名と異なる場合があります。
戸籍法に基づき、戸籍に記録された振り仮名と異なる場合は、戸籍法に基づき、戸籍に記録された振り仮名を訂正する必要があります。

氏名	フリガナ
1 氏名	太郎
2 氏名	花子
3 氏名	一郎
4 氏名	エミコ

この通知は、戸籍に記録された振り仮名と異なる場合は、戸籍法に基づき、戸籍に記録された振り仮名を訂正する必要があります。

令和7年8月25日現在迄のデータにより作成しています。

「戸籍に記録される振り仮名の通知書」
(はがきタイプ)

※令和7年5月26日以降、戸籍の異動がない方には、このはがきが届きます。
婚姻・離婚・転籍等で異動があった方には、封筒が届きます。

●フリガナの確認のポイント

預金通帳や資格確認書・保険証などで普段使用している氏名のフリガナと異なる場合は、届出が必要です。

※大文字・小文字の相違(「ツ」と「ッ」、「ヨ」と「ョ」等)も、届出が必要です。

フリガナに訂正がない人

届出の必要はありません。

令和8年5月以降

お知らせしたフリガナが、自動的に戸籍に反映されます。

フリガナに訂正がある人

令和8年5月25日までに、正しいフリガナの届出が必要です。
(届出次第、戸籍にフリガナが反映されます。)

届出の方法は、裏面へ

フリガナ訂正の届出は 令和8年5月25日まで

●フリガナの届出の方法

方法1

役場窓口で届出

【持ち物】
「戸籍に記録される
振り仮名の通知書」

方法2

役場に郵送で届出

【郵送物】
「氏の振り仮名の届書」や
「名の振り仮名の届書」

町 HP 参照→



方法3

マイナポータルで届出

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを利用してオンラインで届出可

法務省 HP 参照→



●届出人となれる方

○氏の振り仮名の届出…戸籍の筆頭者

※筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者。配偶者も除籍されている場合は、その子。

○名の振り仮名の届出…戸籍に記載されている本人

※15歳未満の方は、親権者等の法定代理人

▼注意事項

・訂正するフリガナが、一般的な読み方ではない場合

届出の際に、その読み方が使われていることを示す資料（預金通帳、資格確認書・保険証、パスポートなど）が必要となる場合があります。この場合、マイナポータルでは手続きができません。

・年金等への影響

年金や金融機関等に登録済みのフリガナと異なる届出をした場合、年金や金融機関等で氏名変更の手続きが生じることがあります。

・詐欺にご注意ください！

フリガナの届出にあたって、金銭を支払うよう要求することはありません。

・本籍地が真室川町外にある方

本籍地が真室川町外にある方には、「戸籍に記録される振り仮名の通知書」は本籍地の自治体から送付されます（送付時期は自治体によって異なります）。

町外の自治体への届出については、各自治体へお問い合わせください。

【届出・問合せ先】町民課住民係 ☎0233-62-2054

その他、詳細については
町民課窓口へ